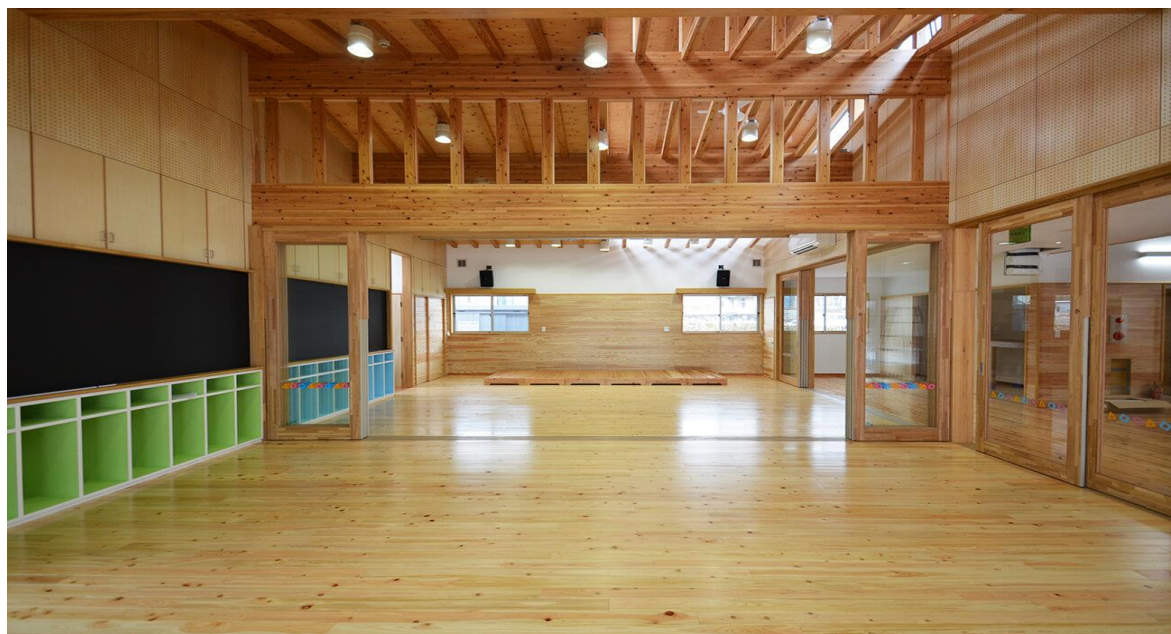


高森町立色見保育園
民間移譲に係る運営法人募集要項



令和4年7月

高森町

目次

1 募集の趣旨	2
2 募集の概要	2
3 応募資格	3
4 譲渡条件	4
5 応募手続き	7
6 設置運営者の決定等	10
7 その他、提出・照会先	11

1. 募集の趣旨

高森町立色見保育園（所在地：高森町大字色見1135番地）の民間移譲に伴い、保育所等を設置、運営する社会福祉法人等（以下「法人」という。）を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、下記の通り募集する。

2. 募集の概要

高森町立色見保育園（以下「色見保育園」という。）の用地及び園舎等を活用し、以下の条件にて事業者が追加で施設整備を行い、保育所等として運営を行うこと。

（1）所在地等について

所在地	高森町大字色見字上戸狩 1135 番地
用地の面積（登記面積）	1.729.67㎡
園庭の面積	769.00㎡
園舎の建築時期	平成27年3月
建築延面積	337㎡
園舎の構造	木造平屋建

（2）都市計画上の条件について

用途地域	指定なし 阿蘇くじゅう国立公園内（普通地域）
建ぺい率	法的限度指定なし
容積率	法的限度指定なし
（防火・準防火地域 準防火地域）	指定なし

（3）施設設備の概要

空調方式	EHPパッケージ方式 個別方式
換気方式	個別方式 第3種換気 24h換気有り
給水方式	上水道
排水方式	汚水排水放流先：単独浄化槽 雑排水放流先：敷地内雨水 建物内汚水、雑排水；合流
消化設備種別	消火器
ガスの種別	液化石油ガス

3. 応募資格

応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 幼児教育・児童福祉に対する高い理念と知識・経験を持ち、保護者をはじめ地域に開かれた保育所等の開設を目指す、私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定により設立された学校法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定により設立された社会福祉法人であること。
- (2) 阿蘇圏域及び近隣市町（菊池市、大津町、菊陽町、益城町、山都町）において保育所等の施設運営を令和4年6月1日時点で1年以上行っている学校法人又は社会福祉法人であること。
- (3) (2)の施設について、直近に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取り扱いとする。
- (4) 保育所等を運営するために必要な、経営基盤及び社会的信望を有していること。
- (5) 保育所等の年間事業費の1/2以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。
- (6) 事業者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 事業者が会社再生法及び民事再生法等により更生または再生手続きを開始している法人ではないこと。
- (8) 法人及びその代表者が高森町暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団等、または同条第2項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (9) 事業者及びその関係者に、刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで控訴提起された日から2年を経過しない者がいないこと。
- (10) 事業者及びその関係者に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者がいないこと。
- (11) 原則として、色見保育園の現地説明会に参加すること。

4. 譲渡要件

色見保育園の用地及び園舎等を活用し、以下の条件にて保育所等として運営を行うこと。なお、貸付等については、高森町議会の議決が条件となる。

(1) 移譲条件

①移譲日

令和5年4月1日

②移譲方法

- (1) 土地：本町が所有する土地を無償貸与します。
- (2) 建物等：既設保育所建物や遊具、備品等（以下、「建物等」という。）を現状のまま、無償で貸与します。
- (3) その他：貸与を受けた土地及び譲渡を受けた建物等については、許可なく保育所の保育所用途以外に使用できません。
- (4) 移譲後における土地及び建物等の維持管理については、移譲先が責任をもって自己負担で行うものとします。

(2) 定員について

定員は20名程度とする。（0歳児～5歳児）

次の利用定員を目安に事業者が提案すること。

定員	0歳児	3人	計20名
	1歳児	2人	
	2歳児	3人	
	3歳児	5人	
	4歳児	3人	
	5歳児	4人	

移譲後1年目については、3～5歳の1号認定子ども及び2号認定子どもを受け入れること。
3号認定子どもについては、高森町との協議の上、事業者が同敷地内等に施設整備を行い、受け入れること。但し、最終的な定員設定については、高森町の指導に従うこと。

移行前の利用実績（各年度4月1日付け人数）

年齢区分	認可定員	R3	R2	R1
5歳児	4人	5人	2人	5人
4歳児	3人	5人	5人	2人
3歳児	5人	3人	5人	5人
2歳児	3人	3人	3人	5人
1歳児	2人	4人	2人	3人
0歳児	3人	1人	0人	1人
計	20人	21人	17人	21人

(3) 施設整備について

事業者は、保育所等の設備及び運営に関する基準等を踏まえ、必要な設備を整備することとする。保育所等の設置・運営にあたって、増築等施設整備、外構工事、構築物の撤去、備品の設置及び廃棄が必要となる場合は、事業者の負担とする。

既設の太陽光発電を利用した売電を行う場合は、メーター等の交換が将来的に必要となるため、必要に応じて整備を行うこと。

当該施設（増改築部分を含む）及び設備は、事業終了時に事業者が原状に回復する、または町に寄付するものとする。

(4) 管理運営

移譲後の保育所等の管理運営について、次の条件を付す。

① 教育・保育等の内容について

移行前の保育園において実施してきた教育・保育、子育て支援及び行事等の内容を基本とし、保育所等として運営を行うこと。（認定こども園として運営を行う場合は、町と協議が必要。）また、子ども・子育て支援法等関係する法令・通知等を順守し、特定教育・保育要領に基づいた教育・保育を行うこと。

② 開所時間

午前7時30分から午後6時まで

保育短時間認定については8時30分から16時30分までとする。

（認定こども園の場合、教育標準時間については基本15時までとする。）

③ 開所日と閉所日

開所日…月曜日～土曜日

閉所日…日曜日、祝日、12月29日～1月3日

④ 特別保育等

就労形態の多様化や環境の変化に伴い、保育所等で求められる役割はますます大きくなっておりこうしたニーズに対応するため、高森町では特別保育事業等の実施に積極的に取り組んでいる。

下記ア～ウについては必ず実施すること。

ア 障がい児保育事業

一定の障がい程度以上の児童を受け入れ、保育教諭等の加配を行った場合は、高森町からの補助制度を利用できる場合がある。

イ 延長（1時間以上）保育事業

開所当初は原則、1時間延長とする。ただし、保護者のニーズを踏まえ、町と協議の上、開所時間を変更することもできるものとする。

ウ 一時預かり事業

在園する1号認定子どもを対象とした一時預かり事業を実施すること。

⑤ 給食の実施

主食・副食ともに提供することとする。基本的に自園にて調理を行うこと。

(自園調理室活用による調理業務の委託も可能)

⑥入園者の継続入園

移管先事業者は、色見保育園の入園者が、引き続き入所を希望する場合には当該施設へ入所させるものとする。

⑦保護者との協議について

保護者からの教育・保育内容等に関する意見、要望については、誠意をもって対応すること。

また、移管先事業者決定後は、保護者、事業者、及び高森町からなる三者協議会を設置し、保護者の意見及び要望の聴取とともに、移管に伴う諸問題の調整を行うこと。

⑧年間行事等について

従前の色見保育園における取組については、その内容を尊重し、保護者との協議の上、適切に対応すること。

⑨継続入園児の費用負担について

費用負担については、保護者の負担軽減に留意すること。また、制服や物品などについて、継続入園児は移管前から使用されている制服や物品があることから、原則として移管前から使用されているものを使用するなど、二重の負担とならないように配慮すること。

⑩1号認定子どもの選考基準について

1号認定子どもの入園は、高森町に住所を有する児童を最優先し、最終的な選考基準の設定は高森町の指導に従うこと。

⑪福祉サービス第三者評価について

事業開始後3年以内に福祉サービス第三者評価を受けること。また、その後も定期的な受審に努めること。

⑫引き継ぎに伴う合同保育について

移管予定日までの高森町が指定する引き継ぎ期間において、色見保育園職員と移管先事業者による合同保育を行うこと。

⑬色見保育園職員の継続雇用

移管先事業者は、色見保育園に勤務する職員（会計年度任用職員も含む）が引き続き雇用を希望する場合は誠意をもって対応すること。

⑭保育所等の名称について

保育所等の名称は、引き受け法人の決定後、高森町と協議のうえ決定するものとする。

⑮その他

- ・高森町新風まるプランに掲げる理念・目標の達成に向け、高森町が実施する各種子育て支援施策等に積極的に参加すること。
- ・保育所等の管理運営にあたっては、周辺住民との協議を十分に行い、理解を得るよう、また連携するように努めること。
- ・保育所等の事業開始後の状況について、高森町の求めに応じて報告を行うとともに、立ち入り調査の必要が生じた場合は協力すること。
- ・駐車場については、可能な限り敷地内の駐車場で運営すること。

5. 応募手続き

(1) 事業スケジュール

令和4年	7月 27日	エントリーシート、質疑受付開始
	8月 18日	質疑受付締切
	8月 23日	質疑に対する回答
	8月 24日	現地説明会
	8月 26日	エントリーシート提出締切
	8月 31日	申込書提出期限
	9月 初旬頃	審査委員会第1回
	9月 中旬頃	審査委員会第2回 (※状況により開催しない場合あり)
	9月 下旬頃	事業者の決定・通知
令和5年	4月 1日	開所

(2) 質疑受付

①質問方法

本公募に関する質問は、Eメールのみ受け付けを行うため、質問票（様式1）をEメールにて送付すること。

②質疑受付期間

公募開始から令和4年8月18日（木）17時まで

③回答

令和4年8月23日（火）を目途に高森町ホームページに掲載。

④Eメール送付先

P.11の【提出・照会先】参照

⑤Eメール送付時の注意事項

件名を「【質問】保育所等公募」とする。

(3) エントリーシートの提出

本要項に基づき公募への参加を希望する法人は、保育所等設置・運営者公募エントリーシート[様式2]及び自己チェックシート[様式3]を提出すること。

自己チェックシートは、応募条件及び基準を満たすことを確認するものであり、エントリーにあたっては厳密に確認すること。

本エントリーシート及び自己チェックシートの提出がない場合、公募への参加はできないものとする。

①提出方法 事前に電話連絡のうえ、原本を1部持参

(郵送・FAX・Eメール等による提出はできないものとする)。

②提出期間 令和4年7月27日(水)から8月26日(金)

9時から17時まで(期限厳守)

③提出先 P.11の【提出・照会先】参照

(4) 色見保育園現地説明会

応募する事業者は、原則現地説明会に参加すること。

①日時 令和4年8月24日(水) 10時から12時まで

②場所 色見保育園

※現地説明会参加者は1法人につき5人以内とします。

※現地説明会以外の日には保育園及び周辺への視察はご遠慮ください。

(5) 申込書の受付

①日時 令和4年7月27日(水)から8月31日(水)まで(土・日・祝日を除く。)とし、受付時間は9時から17時までとします。

②提出部数：13部(原本1部、副本12部)

③提出先：P.11の【提出・照会先】参照

※ 提出日前日までに提出日時を連絡の上、提出書類を持参すること(郵送不可)。

※ 応募書類の受付期間中に応募者がなかった場合はその事実を、また選定の結果、該当者なしとなった場合にはその事実を高森町ホームページで公表する。

※ 応募書類提出時の注意事項

① 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

② 高森町が必要と認める場合は追加書類の提出を求める場合がある。

③ 応募書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、A4版縦型・横書きで作成すること。(図面等はA3まで)

④ 応募書類については、(6)「提出書類」の順番に並べ番号ごとにインデックスを付けた仕切り紙を挟み、可能な限り両面印刷で統一すること。

⑤ 1部ごとA4フラットファイル(2穴)に綴り、表紙、背表紙に下記のとおり表示すること。

保育所等設置・運営申請書(法人名)

⑥ 応募書類の著作権は応募者に帰属する。

⑦ 高森町は、設置・運営者の公表等必要な場合には、応募書類等の内容を無償で使用できるものとする。また、応募書類等は返却しない。

⑧ 応募内容については、選定終了後など、必要に応じ、その内容を公開する場合がある。原則としてすべて公開の対象となるが、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

⑨ 応募内容については、原則変更を認めないが、関係各所との協議の上変更する場合がある。

⑩ 応募書類の提出順に受理票を配布するため、確実に受け取ること。

(6) 提出書類

No	応募書類	備考
1	保育所等設置・運営希望者申込書	様式4
2	法人の概要	様式5
3	設置者(代表者)履歴書	様式6
4	保育所等運営の希望理由	様式7
5	定款又は寄付行為及び登記事項全部証明書	
6	直近の施設監査結果報告書	複数教育・保育施設を運営している法人は開設日が最も早い施設(同時期に複数ある場合は今回計画する施設と同規模のもの)
7	施設長予定者の履歴書	様式8
8	保育所等設置・運営希望調書	様式9
9	開園日・開園時間・定員区分	様式10
10	保育所等運営計画(1)から(8)	様式11
11	1号認定の選定方法	様式12
12	保育料以外の保護者負担	様式13
13	開設までのスケジュール	様式任意

14	資金計画書（借入がある場合は、償還計画書も添付）	様式14
15	法人・事業者の予算書（令和4年度分）	様式任意
16	残高証明書等自己資金額を証明できる書類（3か月以内） （市中銀行から借り入れる場合は融資証明書、寄付を受ける場合は寄付 確約書も添付）	様式任意
17	決算関係書類（直近3年分）	様式任意

6. 設置運営者の決定等

（1） 設置・運営者の決定時期

令和4年9月下旬頃

（2） 設置・運営者の決定方法等

- ①設置・運営者は、高森町認可保育所等設置運営事業者審査選定委員会（以下、「審査選定委員会」という。）の審議を経て、高森町が決定する。
- ②選定にあたっては、書類審査及びヒアリングを行うため、ヒアリングの順番については、応募書類の提出順とする（応募書類受付時に受理票を配布）。
- ③選定の結果、該当者なしとする場合もある。

（3） 結果通知

決定の結果については、郵送等にて応募者全員に通知する。

（4） 設置・運営者決定の取り消し等

- ①保育所等の設置・運営が困難と高森町が判断した場合は、設置・運営者と協議の上、決定を取り消すことがある。
 - ②下記に該当する場合、審査選定委員会による審議を行うことなく設置・運営者を失格とする。
また、審査結果通知後に判明した場合であっても結果を取り消し、失格とする。
ア 設置・運営者の決定の前後に、設置・運営者が審査選定委員会の委員に直接・間接を問わず連絡を求め、又は接触した場合、そのほか町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合。
イ 応募書類の内容に、重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合。
ウ 応募書類の提出後、下記の事項が確認された場合。
 - ・重要事項（施設計画、施設構造、施設規模、施設長予定者、定員、資金贈与者など）を高森町の承諾なく変更した場合。（重要事項に該当しない変更についても事前に協議が必要。）
 - ・預金残高が必要とされる自己資金額に満たないと確認された場合。
 - ・関係法令等による制限について関係各所と協議を行っていないと確認された場合。
- エ 上記のほか、高森町が不適切と認めた場合。

7. その他

- (1) 都市計画法による用途変更増改築の許可を要する。申請に要する費用はすべて事業者の負担とすること。
- (2) 施設整備において、騒音、振動等環境対策並びに他工事との工程調整等に十分配慮し、事業者の責任において対策を講じること。
- (3) 提案の実施にあたっての関係機関・団体との調整については、事業者の責任において行うこと。
- (4) 事業者選定後も、諸手続き等で連絡調整を密に行う必要があるため、高森町との協議に速やかに対応できる体制を整えること。
- (5) 事業者選定後、審査選定委員会での意見等も踏まえ、より円滑な保育所等運営に向けて、必要に応じて計画内容を変更する場合もある。
- (6) 本公募による選定は、当初より定員数までの子どもの利用を保証するものではない。

【提出・照会先】

〒869-1602

熊本県阿蘇郡高森町大字高森 2168 番地

高森町役場 住民福祉課 福祉係 井上

電話：0967-62-2911 FAX：0967-62-3001

E:mail：i-keishi@town.kumamoto-takamori.lg.jp